

茅ヶ崎市記者発表資料  
2025年12月24日  
消防本部消防総務課 課長 末武 哲浩  
電話 0467(85)9940内線4111

## 職員の処分について

地方公務員法第29条第1項に基づき、令和7年12月24日付けで次のとおり処分を行いました。

### 1 職員の懲戒処分について

所属	消防署
職名	課長補佐
年齢	56歳
非違行為の概要	令和7年7月25日、課長補佐という立場であり、職員の職務倫理、服務規律について模範となるべき職責にもかかわらず、消防訓練を実施後、公然の場において、上席職員に対し腕を掴み引き寄せ、「なんでこんな訓練をやる必要があるんだ」、「なめてるのか」等の暴言のほか、「なに」と顔を近づけるなど威圧的な態度をとり、職場環境の秩序を乱す一連の行為が認められたもの。
処分内容	戒告
処分年月日	令和7年12月24日

### 2 消防長コメント

このたびの不祥事は、公務員としてはもとより、組織にとってあってはならないことであり、大変遺憾に思っております。また、市民の皆さまの信頼を損なうこととなってしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後このような事態が発生しないよう、今一度、職員の服務規律の徹底に尽力するとともに、市民の皆さまからの信頼を一日でも早く回復できるよう、再発防止に努めてまいります。